

北海道音更高等学校

いじめ防止基本方針（案）

令和5年9月 日

本校は、全ての生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、外部とも連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指す。そのために「北海道音更高等学校いじめ防止基本方針」（以降「基本方針」）を定める。

1 基本理念

（いじめの防止）いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

（いじめの理解）全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。

（いじめへの対応）いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、組織的にいじめの問題に対応する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ
- ・ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ
- ・ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かを判断するという認識を持つ。

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめの要因

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の

弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
行為が止んでいる状態が相当の期間(原則3カ月以上)継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③ 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成

本校におけるいじめ対応の推進主体として「いじめ対策委員会」を組織する。委員を次のとおり定める。

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 生徒指導部長 ・ 生徒指導部保健担当副部長 ・ 年次委員各1名
- ・ 養護教諭 ・ (事案発生時)該当年次及び担任
- ・ スクールカウンセラー ・ (スクールソーシャルワーカー)

(2) 役割

① いじめの防止

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・ いじめ防止のための年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成・実行・検証・修正。
- ・ いじめの防止等に係る校内研修の実施。
- ・ 「基本方針」が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し(PDCAサイクルの実行)。
- ・ 生徒や保護者、地域住民に対する「基本方針」及び「学校いじめ対策委員会」理解促進。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの相談・通報の受け付け。
- ・ いじめの疑いに関する情報、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・ 関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等による事実関係の把握と、いじめとしての認知の有無の判断。

③ いじめへの対応

- ・ 被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定や保護者との連携等の組織的な実施。

④ いじめ関連の記録

- ・ 会議の内容や保護者・外部機関との対応事案について、記録を残すとともに、必要があれば説明できるようにしておく

(3) 会議の開催

① 定例

- ・ 年度始め(計画作成)、年度末(評価反省)に開催する。

② 臨時

- ・ いじめと思われる事態に対応し、随時開催する。
- ・ その他、校長が必要と認めた時に開催する。

4 いじめの防止

(1) 生徒が安心して生活できる風土の醸成

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通し、生徒が自らの考えを選択して決定する場の提供や、自己有用感を感じることができるような配慮、共感的な人間関係作りを進める。
- ・教育活動全体を通じ、家庭や地域と連携を図るなど、多様な教育資源を活用して、道徳教育・体験活動等の充実を図る。
- ・生徒の規範意識を育むため、学校の教育活動全体を通して、決まりやルールを理解させそれらを守ろうとする態度を育てる。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の3つの観点に着目したいじめ未然防止の取り組みを継続的に推進する。

(2) 教職員の意識向上と組織的な対応

- ・年度初めの職員会議や校内研修において、「基本方針」について共通理解を図る。
- ・いじめと思われる事態を察知した場合の「いじめ対策委員会」に報告する手順や方法を理解する。

(3) PDCA サイクルによる検証・改善

- ・「基本方針」が「自校の実態に応じた実効性のある内容ものになっているか。」「教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているか。」などについて常に検証し改善を図る。
- ・年度初めに設定したアンケート等の数値目標をもとに実施上巨富を確認するとともに、実施について具体的な数値目標を設定し、実施状況を確認するとともに学校評価等を用いて取り組みの成果を検証する。

(4) 保護者等との共通理解

- ・様々な機会をとらえて「基本方針」の内容を説明する。
- ・年度ごとに「基本方針」を改定する際に、保護者、地域住民、関係機関等の意見を反映させるなど、参画できる方法を工夫する。
- ・いじめの認知件数、対応状況はじめ、いじめに関する学校の取り組みを積極的に発信する。

5 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さずに対応する。

※「いじめの早期発見のためのチェックリスト」参照

①学校生活

- ・日常の行動や様子等、授業や給食の様子、放課後の様子等について、気になるサインを見逃さない。

②家庭生活

- ・家庭での生活について、保護者との情報共有を行える体制を作る。

(2) 相談体制の整備

- ・全校教育相談の実施
- ・面談の実施
- ・スクールカウンセラーからの情報
- ・一人一台端末を用いた相談

(3) 定期検査の実施

- ・アンケートの実施

(4) 情報の共有

- ・各教科担任、部活動顧問などからの情報提供
- ・職員会議等での情報共有
- ・把握した情報の保護者への連絡

6 いじめへの対応

(1) いじめ対策委員会の開催

教頭は、いじめの疑いのある事案について、教員から報告を受けた際には、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、状況の共有、生徒・保護者、外部機関との対応方針、いじめの認知の有無を決定する。

(2) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・安全・安心を確保するとともに、心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は特別指導を行う

(3) 関係集団への対応

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係作りに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに務める。

(4) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者への対応

- ・共感的理解に立って、じっくりと話を聞く。
- ・対応状況や事実を明確に伝える。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者への対応

- ・状況を速やか、かつ丁寧に説明する。
- ・保護者の心情に配慮する。
- ・解消するためには保護者の協力が不可欠であることを伝える。

③ 保護者同士が対立する場合など

- ・和解を急がず相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(5) 外部機関との連携

- ・教育委員会との連携
- ・警察との連携（いじめが犯罪行為に該当しうる場合は警察への相談・通報を行うことをあらかじめ保護者等に説明する。）
- ・福祉関係との連携
- ・医療機関との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

7 重大事態への対応

(1) 重大事案

ここで言ういじめに関する重大事態とは次のような状態をいう。

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。

(2) 重大事案の報告

重大事案が発生した疑いがある場合、あるいは発生したとの申立てがあった場合には速やかに道教委を通して知事に報告する。